

SMART FUNCTIONAL FOOD(S-フード)認定規程

(目的)

第1条 この規定は、消費者が機能性表示食品を選択する際の目安となる各種情報を提供するため、機能性表示を行っている商品の開発理念、原材料や成分組成、生産・製造方法、機能性評価手法等の詳細な情報を解析し、当該商品の優れた特性、特徴又は魅力等が明らかになったものを認定することにより、消費者の選択に資するとともに健全な健康長寿社会の構築に寄与することを目的とする。

(認定基準)

第2条 認定基準は、次の各号に定める事項とする。

- (1) 公序良俗に反する恐れがないものであること。
- (2) 我国の関係法令及び規格・基準等に適合しているものであること。
- (3) 安全・安心なものであり、その生産、加工、製造、流通等は健全な環境下で行われたものであること。
- (4) 品質、価格、意匠、包装、表示、広告等が適正なものであること。
- (5) この規程の目的に沿ったものであり、その合理的な根拠を有しているものであること。

2 前項に定めるもののほか、認定基準は次の各号によるものとする。

(1) 安全性に関する基準

認定する商品の安全性に関する基準は、種別ごとに細則で定める。

(2) 機能性に関する基準

認定する商品の機能性に関する基準は、細則で定める。

(3) その他の特性等に関する基準

認定する商品の特性等に関する基準は、細則で定める。

(認定の申請)

第3条 認定を受けようとする者は、別に定める申請書(様式1)に必要事項を記載して本プロジェクト代表へ提出しなければならない。

(認定の決定と有効期間)

第4条 本プロジェクト代表は、前条による申請があったときは第8条に定める「認定審査委員会」に諮り、認定の可否を決定する。

2 本プロジェクト代表は、申請されたものについて認定の決定があったときは、当該申請者にSMART FUNCTIONAL FOOD 認定証書(別紙1)を交付するとともに、本プロジェクトのホームページ等で公表するものとする。

3 認定の決定を受けた者は、別に定める認定料を本プロジェクトに納めなければならない。

4 認定の有効期間は、認定証書の交付を受けた日から1年間とする。

- 5 本プロジェクト代表は、第1項の規定による審査の結果、認定しないと決定したときは、その事由を付して当該申請者に通知するものとする。

(認定マークの使用)

第5条 認定を受けた者は、別に定める認定マーク(別紙2:S-フード)を使用することができる。

- 2 認定マークを使用する場合は、別に定める使用料を納めなければならない。

(報告義務)

第6条 認定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに本プロジェクト代表に報告しなければならない。

- (1) 認定を受けた者の氏名又は名称を変更したとき。
- (2) 認定品の商品名を変更したとき。
- (3) 認定品の容器及び包装形態等を変更したとき。
- (4) その他、申請書記載事項に変更が生じたとき。

- 2 認定を受けた商品等において、事故等が発生したときは、当該事案の内容等について速やかに本プロジェクト代表に報告しなければならない。

(認定の取消)

第7条 本プロジェクト代表は、認定を受けた者が次の各号に該当するときは、認定を取り消すものとする。

- (1) 認定に係る信用失墜行為があったとき。
- (2) 認定マークを不正に使用したとき。

- 2 本プロジェクト代表は、認定を受けた商品が第2条に定める認定基準に合致しないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

(認定審査委員会)

第8条 本プロジェクトに、認定する商品の適否を審査するため認定審査委員会を設置する。

- 2 認定審査委員会は、委員5名以内で組織する。なお、専門的事項を審査するため必要に応じ専門委員を置くことができる。
- 3 委員及び専門委員は、学識経験等を有する者のうちから選任する。
- 4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。なお、専門委員の任期は、当該専門的事項の審査が終了するまでとする。
- 5 認定審査委員会の評決は、委員の全会一致を原則とする。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は本プロジェクト代表が別に定める。

付則

1 この規程は、2023年5月10日から適用する。